

別紙 1

学校等・食事食材提供団体・フードバンクにおける政府備蓄米交付申請に係る確認基準

1 確認の方法

確認項目ごとに、農産局長及び地方農政局長等が行う。

2 確認項目

(1) 無償交付申請

- ①交付申請書類に不備がないこと
- ②用途及び申請数量の根拠が適正であること
- ③学校等ごとの備蓄制度の理解を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ④食事食材提供団体ごとの食育を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ⑤フードバンクごとの食育を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ⑥政府備蓄米の交付を受けた学校等、食事食材提供団体又はフードバンクから、農産局長に使用報告書の提出がなされていること（食事食材提供団体及びフードバンクにあっては、交付された政府備蓄米の使用報告を行っている旨（当該政府備蓄米の使用を終えていない場合は、使用予定報告を提出し自己申告書においておおむね2か月以内に使用を終えることができる旨）を申し出ていること）

(2) 有償交付申請

- ①交付申請書類に不備がないこと
- ②申請数量の根拠が適正であること
- ③学校等ごとの備蓄制度の理解を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること

(3) 変更又は辞退の申請

- ①変更又は辞退の事情が真にやむを得ないものであること
- ②変更又は辞退の数量根拠が妥当であること

3 農産局長への提出

本要領に基づき提出する。